

思います。本日の委員会は、委員会条例第10条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから議会運営委員会を第1委員会室に招集いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前11時9分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が決定しましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長 宇田卓志 議員

同 副委員長 藤田伸也 議員

以上のとおりであります。

日程第6、報告第14号「専決処分の報告について」から報告第20号「専決処分の報告について」までの7件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら7件について報告を求めます。

市長。

○西内直彦市長 報告第14号から報告第20号までの「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告第14号につきましては、芸西村の住民が、安芸市立保育所を利用することに関する協議について決定したもので、専決処分日は、令和7年7月31日でございます。

協議内容は、芸西村が認定した教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は芸西村が決定した上で、本市が保護者から徴収するものとし、協定の期間は令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、本市の住民の待機児童が出ていない間のみの利用とする。

また、協定期間満了前に本市、芸西村のいずれかが解約の通知をしないときは、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有し、以後満了のときも同様とするとのものでございます。相手方は芸西村でございます。

理由といたしましては、本件世帯は芸西村に居住。父母ともに本市で就労し、祖父母が安芸市に居住しております。このため、父母の就労先に近く、祖父母の送迎援助が可能な安芸おひさま保育所への入所を希望しているためでございます。

次に、報告第15号につきましては、令和7年4月14日に、市道川北中央線において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和7年6月27日でございます。相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後1時45分頃、相手方が市道川北中央線を軽四自動車に北進していたところ、市道安芸伊尾木線を東進してきた軽四トラックと交差点で接触し、その反動で相手方が、市道川北中央線東側に設置しているガードレール及びカーブミラー支柱に衝突、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方がガードレールの復旧費用等37万5,100円を負担することで和解協議が調ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

次に、報告第16号につきましては、令和7年6月1日に、市営西浜墓地で発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和7年7月15日でございます。相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後5時30分頃、相手方が軽四自動車を同墓地の駐車場に駐車しようとしたところ、運転操作を誤り、駐車場北側の墓地区画コンクリート壁に衝突し、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方が墓地区画コンクリート壁の復旧費用29万400円を負担することで和解協議が調ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

次に、報告第17号につきましては、令和7年7月9日に、市道二丁目港町線において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和7年7月24日でございます。相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前6時49分頃、相手方（甲）が市道二丁目港町線を軽四自動車に東進していたところ、市道一丁目日ノ出2号線を軽四自動車に北進してきた相手方（乙）と交差点で衝突し、その衝撃で相手方（甲）が、市道二丁目港町線北側に設置しているカーブミラー支柱に衝突、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方がカーブミラー支柱の復旧費用7万400円を負担することで和解協議が調ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

次に、報告第18号につきましては、令和7年6月16日に、林道大磯線において発生しました自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたもので、専決処分日は令和7年8月21日でございます。相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後6時頃、相手方が同林道を軽四トラックで上流から下流に向けて走行していたところ、相手方が認識していた路面陥没箇所にて車両左側が落ち込み、車両を損傷したものでございます。

この事故に伴います過失割合は、相手方60%、市側40%として、市は相手方の軽四トラックの修繕費用及び車両引揚げ、搬送費用6万5,494円を負担することで相手方及び保険会社との和解協議が調ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

次に、報告第19号につきましては、令和7年8月1日に、市道安明寺古井線において発生しました落石による自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたもので、専決処分日は令和7年9月1日でございます。損害賠償額は12万2,871円で、相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後4時30分頃、相手方が同市道の起点から約3.5キロメートルの地点を上流から下流に向けて走行していたところ、防護フェンスのない山側から落石があり、相手方が所有する軽四自動車の左フロントドアパネル等を直撃し、損傷させたものでございます。

相手方に瑕疵はなく、市側100%の過失割合で相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

なお、損害賠償額の全額に道路保険が適用されることとなっております。

次に、報告第20号につきましては、令和7年8月6日に、市道古井別役線において発生しました落石による自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたもので、専決処分日は令和7年9月1日でございます。損害賠償額は3万5,233円で、相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後4時10分頃、相手方が同市道の起点から約2.5キロメートルの地点を上流から下流に向けて走行していたところ、防護フェンスのない山側から落石があり、相手方が所有する普通自動車の左側面部を直撃し、損傷させたものでございます。

相手方に瑕疵はなく、市側100%の過失割合で相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

なお、損害賠償額の全額に道路保険が適用されることとなっておりますが、今後におきましては道路パトロール等の強化に努めてまいります。

以上、専決処分の報告といたします。

○佐藤倫与議長 日程第7、報告第21号「健全化判断比率の報告について」及び報告第22号「資金不足比率の報告について」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、報告を求めます。

市長。

○西内直彦市長 報告第21号「健全化判断比率の報告について」及び報告第22号「資金不足比率の報告について」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、監査委員からの意見をつけて報告するものでございます。

まず、報告第21号の「健全化判断比率の報告」につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額が生じておらず比率の算定はございません。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございます。3か年の平均で算定するもので、令和4年度から6年度決算までの平均は5.5%となっており、昨年度から0.2

ポイント上昇しております。

将来負担比率は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた標準財政規模に対する比率でございます。市庁舎及び統合中学校建設事業にかかる市債を発行したことにより、令和5年度決算から比率が生じており、令和6年度決算は35.7%となっております。

以上、全ての指標が早期健全化基準を下回っております。

次に、報告第22号「資金不足比率の報告」につきましては、公営企業会計ごとに資金不足の比率を報告するもので、水道事業会計、下水道事業会計、住宅団地整備事業特別会計の3会計とも資金不足は生じておりません。以上で報告いたします。

○佐藤倫与議長 日程第8、議案第54号「副市長選任について同意を求める件」から議案第72号「令和6年度安芸市下水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの19件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら19件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○西内直彦市長 提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第54号「副市長選任について同意を求める件」につきましては、令和7年9月2日をもって辞任されました、竹部文一副市長の後任として、植野浩二氏を選任したく、同意をお願いするものであります。植野氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。植野氏は皆様も御承知のとおり、行政経験も豊富で、職員の信頼も厚く、副市長として市政の課題に取り組んでいくのに適任と考えております。

次に、議案第55号「教育委員会委員選任について同意を求める件」につきましては、現在、教育委員として当市の教育行政の振興に努められております、森尾昭博氏の任期が本年10月2日に満了するため、引き続き委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。森尾氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第56号「非常勤固定資産評価員選任について同意を求める件」につきましては、北村朋美氏を令和7年9月8日付人事異動により税務課長に任命したことに伴い、非常勤固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。北村氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第57号「市道あき病院球場線道路整備工事請負契約締結の件」につきましては、過日入札を行いました同工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の目的は、市道あき病院球場線道路整備工事で、契約の方法は総合評価方式による一般競争入札でございます。

契約の金額は消費税込みで3億7,937万9,000円、契約の相手方は安芸市井ノ口乙409番地6、有限会社丸共工業、代表取締役 横井朝帆氏でございます。

入札の経緯につきまして御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、有限会社丸共工業を含む9社から入札参加申し込みがあり、参加を辞退した業者を除く8社で8月5日に入札を行い、今申しあげました内容で落札されましたので、契約を締結しようとするものでございます。契約の保証は、大阪市西区立売堀2丁目1番2号、西日本建設業保証株式会社、取締役社長 菱田一氏でございます。

図面及び入札記録を議案説明資料として添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。工事の概要といたしましては、施工延長302.7メートルの区間で、法枠工、植生工、補強土壁工、側溝工、盛土、小段排水工などを施工し、道路開設を行うものでございます。

次に、議案第58号「漁侵第2号穴内漁港海岸侵食対策工事請負契約締結の件」につきましては、過日入札を行いました同工事について、請負契約を締結しようとするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、漁侵第2号穴内漁港海岸侵食対策工事で、契約の方法は総合評価方式による指名競争入札でございます。契約の金額は消費税込みで1億7,490万円、契約の相手方は、安芸市津久茂町7番1号、株式会社山本建設、代表取締役 山本剛平氏でございます。

入札の経緯につきまして御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、株式会社山本建設を含む8社を指名し、参加を辞退した業者を除く6社で8月19日に入札を行い、今申しあげました内容で落札されましたので、契約を締結しようとするものでございます。契約の保証は、大阪市西区立売堀2丁目1番2号、西日本建設業保証株式会社、取締役社長 菱田一氏でございます。

図面及び入札記録を議案説明資料として添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。工事の概要といたしましては、穴内漁港海岸の64.4メートルの区間で、三柱ブロック40トン型221個の据付けのほか、同ブロック48個の製作などの侵食対策を行うものでございます。

次に、議案第59号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び同法に基づく標準化基本方針により、標準準拠システムに共通機能として住登外者宛名番号管理機能が実装されることから、当該機能を用いて行う事務を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく独自利用事務として条例に定める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第60号「安芸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員が利用できる部分休業制度の拡充、妊娠・出産時や育児期の職員に対する仕事と育児の両立支

援など、国家公務員の措置に準じ、関係条例に必要な改正を行うものでございます。

改正の要旨といたしましては、まず1点目として、安芸市職員の育児休業等に関する条例におきまして、育児に係る部分休業の取得について、1日につき2時間の範囲内で取得できる現行の方法に加え、1年につき条例で定める時間、10日間相当の範囲内で取得できる方法を新たに設け、職員がいずれかを選択できるよう改正を行うものでございます。

2点目として、安芸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、妊娠・出産時や育児期の職員に対する制度の情報提供や意向確認など、仕事と育児との両立支援に関する規定を整備し、仕事と育児を両立できる職場環境を整備するための改正を行うものでございます。

3点目として、安芸市上下水道職員の給与の種類及び基準に関する条例については、上下水道事業職員の給与の減額規定について、安芸市職員の育児休業等に関する条例の改正に合わせ、改めるものでございます。

次に、議案第61号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきまして、耐用年数を経過し、老朽化が著しい日ノ出町団地及び日ノ出町第2団地について、本年度に全入居者が移転したので、用途廃止するものでございます。

次に、議案第62号「安芸市火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきましては、当該条例に規定されている注意報の名称を、現行の名称である乾燥注意報とするほか、暴風警報、暴風特別警報が発表された場合にも火入れを行ってはならないことを規定するため所要の改正を行うものでございます。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件及び決算認定の案件につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第63号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の規模は、1億2,985万1,000円の追加で、その所要一般財源には、繰越金を計上しております。

主な内容といたしましては、梅雨時期等の大雨に伴う災害復旧事業費及び維持修繕費の計上や、当初予算に計上していない事後保全にあたる施設の修繕費用を計上しております。そのほか年度中に財政需要が生じた事項と合わせて追加するものでございます。

それでは、まず一般会計の歳出につきまして、お手元の事業別補正予算概要に基づき、御説明いたします。

なお、人事異動等に伴う人件費の調整につきましては、説明を省略させていただきますの

で、御了承をお願いいたします。

補正予算概要の1ページ、2款、総務費、1項14目、防災安全交付金事業・住環境整備（住宅耐震診断・改修）につきましては、住宅耐震改修補助金を追加計上するものでございます。能登半島地震や日向灘地震を受けて、住民の防災意識が高まり、今年度の事業活用件数の見込みが当初の想定を上回ったことにより、追加計上するものでございます。

3款、民生費、1項1目、定額減税補足給付金給付事業につきましては、令和6年度所得税額の確定などにより、給付予定額が当初の見込みを上回ったことにより、追加計上するものでございます。

2項4目、保育所運営事業につきましては、緊急地震速報装置の更新費用に加え、各保育所の修繕料を計上するものでございます。現在、各保育所に設置している緊急地震速報装置につきましては、保守期間が終了しており、発災時に正常に機能しないおそれがあることから、機器の更新を行い、防災対策の強化を図るものでございます。財源につきましては、防災対策基金を充当しております。

4款、衛生費、1項1目、保健衛生総務事務費につきましては、主に、元気風呂改修調査及び概算工事費算定委託料を計上するものでございます。元気風呂につきましては、6月20日開催の議員協議会において御説明いたしましたとおり、老朽化に伴う設備不良・故障が多発していることから、本年9月末に施設を休止し、今後施設及び設備の老朽度調査を行うこととしております。その上で、修繕・改修に要する概算費用を算出することとしており、当該業務に要する費用を計上するものでございます。調査の結果を基に、今後の方針を検討していくこととしております。

2項3目、し尿処理施設管理運営費につきましては、局所排気装置の更新工事費を計上するものでございます。水質検査の過程で発生する有害物質を排気するための装置であります。経年劣化により排気機能が正常に機能しておらず、業務の安全性が確保できなくなるおそれがあることから、更新するものでございます。財源につきましては、過疎対策事業債を充当しております。

6款、農林水産業費、3項3目、漁港・海岸長寿命化対策事業につきましては、安芸漁港東ドック場屋根等撤去工事費及び解体に要するアスベスト事前調査費を計上するものでございます。安芸漁港東ドック場につきましては、これまでの台風等の影響により、屋根の一部が損傷している状態となっており、船体の修理等を行っている最中に屋根が落下する危険性があることから、安全性を考慮し、屋根等の撤去を行うものでございます。

7款、商工費、1項3目、観光事業費につきましては、主に、総合運動場タイガース壁画更新工事費を追加計上するものでございます。当初予算において工事費を計上しておりますが、更新箇所の追加に伴いまして、工事費を増額するものでございます。財源につきましては、施設整備基金、こちらは、阪神タイガースからの企業版ふるさと納税を充当しております。

8款、土木費、2項2目、道路維持費につきましては、これまでの大雨に伴う崩土や倒木、また舗装の劣化等により通行に支障をきたした市道の維持修繕費として、委託料及び工事費を追加計上するものでございます。

3目、道路新設改良事務費から社会資本整備総合交付金事業・道路（新設等）につきましては、国庫支出金の割当額に合わせて、事業費及び事務費を減額するものでございます。当初に予定しておりました路線ごとの進捗状況等に応じて、適宜執行してまいります。

3項1目、小河川整備事業につきましては、当初予算で計上しております、穴内地区ナメラ谷川の改修工事について、測量設計を実施した結果、対策を要する範囲が増加したため、工事費を追加計上するものでございます。財源につきましては、県費及び緊急自然災害防止対策事業債を充当しております。

5項1目、住宅管理費につきましては、主に、老朽化に伴う千歳町団地倉庫解体設計及び工事費を計上するものでございます。老朽化に伴い建物の強度が低下しており、強風等の影響により施設の一部が飛散するおそれがあることや利用状況に鑑み、施設の除却を行うものでございます。

3目、改良住宅管理費につきましては、主に、空き室修繕工事費を追加計上するものでございます。改良住宅に係る既決工事費につきましては、これまでに雨漏り修繕等の緊急工事を実施したことから、空き室修繕分が十分に確保できなくなっており、補正するものでございます。

9款、消防費、1項1目、消防総務事務費につきましては、主に、会計年度任用職員報酬等を計上するものでございます。令和7年7月1日付で職員の退職等により、予防業務に欠員が生じているため、事務補助職員を雇い入れ、業務体制を確保するものでございます。

10款、教育費、2項1目、小学校管理事務費につきましては、主に、雨漏り修繕等、各小学校に係る修繕料を計上しております。

4項2目、公民館管理運営費につきましても、主に、公民館及び集会所の老朽化対応に係る修繕料を計上しております。

11款、災害復旧費、4項1目、公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）につきましては、6月の梅雨前線豪雨により被災した市道尾川枯井谷線の復旧工事費を計上しております。

2目、公共土木施設単独災害復旧費（道路）及び（河川）につきましては、これまでの大雨により市道等に流入した崩土の除去などの委託料を計上しております。

3目、公共土木施設過年補助災害復旧費（道路）につきましては、令和6年度に被災しました、市道八丁線ほか2路線にかかる復旧工事費を計上しております。

一般会計の歳入歳出補正予算概要の説明は以上でございます。

続きまして、予算書5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきまして、御説明いたします。

繰越明許費といたしましては、8款、土木費、2項、道路橋梁費、社会資本整備総合交付

金事業・道路を設定するものでございます。

先ほど、市長から工事請負契約締結について説明しました市道あき病院球場線道路整備工事につきまして、事業費をもとに算出した標準工期日数が380日となり、2か年施工での工期設定が必要となることから、繰越明許費の設定を致すものでございます。

第3表、地方債補正につきまして、御説明いたします。

地方債の追加、変更といたしましては、先ほど歳出で御説明しましたものの事業費に伴い、追加として「過年発生補助災害復旧」を目的として限度額130万円を設定いたしております。

また、変更としまして、起債の目的別に「環境衛生施設整備」から「現年発生単独災害復旧」までの6件の限度額につきまして、合わせて440万円の増額補正をするものでございます。

予算案件の説明は、以上でございます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、決算認定の案件につきまして御説明を申し上げます。

提案をいたしました決算認定につきましては、決算書及び主要施策成果報告書並びに監査委員からの意見書をお手元に配付いたしております。

なお、決算書の中に実質収支に関する調書、事項別明細書、財産に関する調書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、議案第64号「令和6年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

決算書の6ページをお開きください。

まず、予算現額合計179億9,875万3,000円に対しまして、歳入の収入済額合計は、156億5,859万8,224円となっております。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額合計151億1,183万4,826円となっております。

12ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、5億4,676万3,398円で、このうち翌年度へ繰越すべき財源が、1億3,859万3,000円でございますので、翌年度への繰越額は、4億817万398円となっております。

16ページ以降の事項別明細書につきましては、別途審査が行われるものと存じますので、説明を省略させていただきます。特別会計分につきましても同様と致しますので、御了承願います。

続きまして、議案第65号「令和6年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

228ページをお開きください。

予算現額28億5,890万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は、26億5,373万7,450

円となっております。

230 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 26 億 1,113 万 6,625 円となっております。

232 ページをお開きください。

歳入歳出差引額は、4,260 万 825 円で全額、翌年度へ繰越しております。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

258 ページをお開きください。

予算現額 3,827 万 4,000 円に対しまして、歳入の収入済額は、3,673 万 6,429 円となっております。

260 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 3,673 万 6,429 円となっております。

262 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第 67 号「令和 6 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

276 ページをお開きください。

予算現額 14 億 2,663 万 8,000 円に対しまして、歳入の収入済額は、13 億 9,947 万 8,095 円となっております。

278 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 13 億 9,947 万 8,095 円となっております。

280 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第 68 号「令和 6 年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

292 ページをお開きください。

予算現額 25 億 2,541 万 6,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 25 億 7,190 万 6,071 円となっております。

294 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 24 億 7,755 万 1,655 円となっております。

296 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、9,435 万 4,416 円で、全額翌年度へ繰越しております。

次に、議案第 69 号「令和 6 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

340 ページをお開きください。

予算現額319万円に対しまして、歳入の収入済額は、1,329万1,880円となっております。  
342ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額290万3,511円となっております。

344ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、1,038万8,369円で、全額翌年度へ繰越しております。

次に、議案第70号「令和6年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件」  
につきまして御説明いたします。

354ページをお開きください。

予算現額3億7,498万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は3億7,196万8,778円と  
なっております。

356ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額3億6,984万5,203円となっております。

358ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、212万3,575円で、全額翌年度へ繰越しております。

決算書に基づく説明は以上でございます。

○佐藤倫与議長 上下水道課長。

○仲田裕介上下水道課長 議案第71号及び議案第72号につきまして、御説明いたします。

まず、議案第71号「令和6年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、  
御説明いたします。

令和6年度安芸市水道事業会計決算書の2ページをお開き願います。

令和6年度の給水件数は8,299件で、前年度から68件の減となっております。年間給水量  
は、1,805キロ立方メートルで、前年度より38キロ立方メートル減少いたしております。率  
にいたしますと、2.06%の減少となっております。

減少の要因は、給水人口の減少が主な要因であると考えております。

料金改定により、給水収益は増加いたしました。一方、事業費用につ  
きましては、南海トラフ地震対策の新水源地整備、基幹管路及び施設の耐震化などの重要事  
業が多く控えておりますので、今後増加していく見込みとなっております。このような状況  
でありますので、安芸市水道事業経営戦略に基づく事業運営を行うとともに、さらなる経費  
節減に努めながら健全経営の継続を図ってまいります。

4ページをお開き願います。

建設改良工事は、阿南安芸自動車道整備に伴う東浜地区配水管移設工事など6件を発注し、  
すべての工事が完了いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

令和6年度予算、第3条に定めました収益的収入及び支出につきましては、収入の部、第

1 款、事業収益は予算額 3 億 4,375 万 9,000 円に対しまして、決算額 3 億 4,662 万 3,849 円となっております。

次に、支出の部、第 1 款、事業費用は予算額 3 億 2,069 万円に対しまして、決算額 2 億 8,226 万 4,420 円となっております。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

令和 6 年度予算、第 4 条に定めました資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第 1 款、資本的収入は、予算額 2 億 3,766 万 6,000 円に前年度よりの繰越財源充当額 1 億 593 万 3,000 円を加えた合計 3 億 4,359 万 9,000 円に対しまして、決算額 1 億 7,809 万 276 円となっております。

次に、支出の部、第 1 款、資本的支出は、予算額 3 億 7,164 万 1,000 円に前年度よりの繰越額 1 億 2,940 万円を加えた合計 5 億 104 万 1,000 円に対しまして、決算額 2 億 9,939 万 3,139 円となっております。また、本年度への繰越額は 7,686 万 8,000 円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1 億 2,130 万 2,863 円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填いたしております。

12 ページ、13 ページをお願いします。

収益は営業収益 2 億 7,348 万 6,525 円と営業外収益 4,602 万 9,920 円を合わせました 3 億 1,951 万 6,445 円となっております。対しまして、費用は、営業費用 2 億 6,265 万 2,367 円と営業外費用 1,071 万 9,318 円を合わせました 2 億 7,337 万 1,685 円となっております。令和 6 年度純利益は、4,614 万 4,760 円となっております。

14 ページ、15 ページをお願いします。

令和 6 年度の水道事業利益剰余金は、4,614 万 4,760 円となっております。前年度からの繰越利益剰余金 5,925 万 1,000 円と令和 6 年度純利益 4,614 万 4,760 円の合計額 1 億 539 万 5,760 円の全額を建設改良積立金へ安芸市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づきまして積立いたしております。

16 ページ以降、決算に関します資料を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第 72 号「令和 6 年度安芸市下水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

令和 6 年度安芸市下水道事業会計決算書の 2 ページをお開き願います。令和 6 年度の接続人口は 3,981 人で、前年度より 129 人減少いたしております。接続戸数は 2,180 戸で、前年度より 11 戸減少いたしております。年間有収水量は、610 キロ立方メートルで、前年度より 7 キロ立方メートル減少いたしております。

なお、公共下水道及び農業集落排水ともに収益確保の観点から接続の推進など、経営の健全化に向けて取組を引き続き進めてまいります。

4 ページをお開き願います。

建設改良工事につきましては、幸町地区取付管布設工事など 4 件を発注し、いずれも年度

内に完了いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

令和6年度予算、第3条に定めました収益的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款、事業収益は、予算額4億7,391万2,000円に対しまして、決算額4億7,487万1,863円となっております。

次に支出の部、第1款、事業費用は、予算額4億7,544万4,000円に対しまして、決算額4億5,836万3,524円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。

令和6年度予算、第4条に定めました資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款、資本的収入は、予算額4億5,427万6,000円に前年度よりの繰越財源充当額1億3,484万3,000円を加えた合計5億8,911万9,000円に対しまして、決算額4億6,735万20円となっております。

次に支出の部、第1款、資本的支出は、予算額5億8,967万8,000円に前年度よりの繰越額1億3,488万5,000円を加えた合計7億2,456万3,000円に対しまして、決算額6億330万4,428円となっております。また、本年度への繰越額は、1億102万3,000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,595万4,408円につきましては、消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金により補填いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

収益は、営業収益8,748万4,935円と、営業外収益3億7,865万5,034円、特別利益1万5,720円を合わせました4億6,615万5,689円となっております。対しまして、費用は、営業費用4億857万5,027円と営業外費用4,693万2,962円を合わせました4億5,550万7,989円となっており、令和6年度純利益は1,064万7,700円となっております。

14ページ、15ページをお開き願います。

令和6年度の下水道事業利益剰余金は、1,064万7,700円となっております。前年度からの繰越利益剰余金209万9,260円と令和6年度純利益1,064万7,700円の合計額1,274万6,960円につきましては、引き続き未処分利益剰余金として留保いたしております。

16ページ以降、決算に関します資料を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

何とぞ、御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 この際、議員各位に御連絡いたします。

一般質問の通告期限は、本日午後5時となっておりますので、一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

22日、午前10時再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後0時